NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

長島・大野・常松 法律事務所 ニューヨーク・オフィス

NO&T U.S. Law Update

米国最新法律情報

2025年10月 No.153

H-1B ビザ規制強化に関する大統領令

弁護士・ニューヨーク州弁護士 塚本 宏達 ニューヨーク州弁護士 木原 慧人アンドリュー

はじめに

トランプ大統領は、2025 年 9 月 19 日に H-18 ビザプログラムに大幅な改正を加える大統領令(以下「本大統領令」といいます。)を発表しました 1。本大統領令によれば、この改正は、本来米国の労働力を補完するために高度な技能を持つ外国人労働者を受け入れる目的で設けられた H-18 ビザプログラムが、一部の雇用主によって低賃金の外国人労働者で米国人労働者を置き換えるために悪用されているという懸念に対応するためのものであるとされています。本大統領令は、H-18 ビザプログラムの下で最も高度な技能と必要性を持つ外国人労働者のみが H-18 ビザを受給できるようにすべく、様々な制限を追加しました。本ニュースレターでは、本大統領令の概要及び実務的な影響について簡単にご紹介します。

本大統領令の概要

本大統領令により、2025 年 9 月 21 日(以下「本発効日」といいます。)以降、米国外にいる従業員の H-18 ビザスポンサーとなることを希望する米国雇用主は、新規申請ごとに 10 万ドルの支払い義務が発生します。なお、これは各ビザの申請ごとに一度きりの手数料であり、同一のビザについて毎年払わなければならないものではありません。なお、本大統領令は、本発効日以降に提出された新規 H-18 ビザ申請のすべてに適用される一方、本発行日よりも前に提出された申請、現在の H-18 ビザ保持者及び有効なビザには適用されません。

また、本大統領令は労働省に対しては H-1B 従業員に適用される賃金水準を引き上げるよう指示し、国土安全保障省に対しては高給・高技能労働者を優先的に審査するよう求めています。なお、国土安全保障長官が外国人労働者の雇用が国益に沿うものであり、米国の安全や福祉を害さないと判断した場合には、個別に適用除外が認められるとのことです。ただし、適用除外の詳細はまだ発表されていません。

なお、現時点では、10万ドルの手数料が H-1B ビザの修正申請、雇用主変更申請、または米国内でのステータス変更に適用されるかどうかについては必ずしも明らかではありません。

実務的な影響

今後 H-1B ビザで従業員を米国に派遣する予定の日系企業は、多額の追加コスト等の負担が課されることになります。新規 H-1B ビザ申請ごとの 10 万ドルの手数料は、H-1B 従業員のビザスポンサーとなるための費用を増加させ、採用判断やプロジェクトの人員配置、全体的なビジネス戦略に影響を与えます。

日本企業は現在の H-1B 従業員と今後のニーズを見直し、重要な役割を優先することが求められ、また、代替可

¹ https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/09/restriction-on-entry-of-certain-nonimmigrant-workers/

能なビザの選択も検討すべきと考えられます。さらに、新たな賃金要件により H-1B 従業員の給与コストがさらに増加すると見込まれるため、注意が必要です。今後政府からの更なるガイダンスが発表される見込みであり、これにより企業はより明確な指針を得ることができるものと思われます。

なお、2025 年 10 月 16 日付けで、全米商工会議所(Chamber of Commerce of the United States of America) が、H-1B ビザ申請に高額な手数料を課すのは違法であるとして、高額な手数料の徴収の差止めを求めてコロンビア特別区連邦地方裁判所において法的手続を提起したとのことであり、今後も事態の推移を注視する必要があります。

2025年10月21日

[執筆者]



塚本 宏達

(Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP 弁護士・ニューヨーク州弁護士 パートナー) hironobu_tsukamoto@noandt.com

京都大学法学部及び The University of Chicago Law School 卒業。05年~07年 Weil, Gotshal & Manges LLP (シリコンバレー) 勤務。雇用関連法と知的財産法の分野を中心として国内外の依頼者に対しリーガルサービスを提供するほか、会社法関連紛争、不動産取引関連紛争等、企業活動に関連する多様な紛争案件の代理経験も豊富に有する。また、海外訴訟のマネジメントや国際仲裁案件の代理といった国際紛争対応も行っている。IBA Diversity and Equality Law Committee の Senior Vice Chair (2024年)。

木原 慧人アンドリュー (Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP ニューヨーク州弁護士) andrew-keito_kihara@noandt.com

2022 年 William & Mary Law School 修了。国際法を専攻し、J.D. (Juris Doctor)を取得。 卒業後、長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィスに入所し、主に国際案件(国際取引、セキュリティー規制、訴訟等)に携わっている。ロースクール入学前はコーネル大学にて応用経済学士号を取得。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700 New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島·大野·常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000(代表) Fax: 03-6889-8000(代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、600 名以上の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所として、企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供しています。東京、ニューヨーク、上海、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及びロンドンに拠点を構え、多種多様なニーズに迅速かつきめ細やかに対応する体制を整えており、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。(*提携事務所)

NO&T U.S. Law Update ~米国最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、

<https://www.noandt.com/newsletters/nl_us_law_update/>よりお申込みください。本二ュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。